

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第32号 2018年11月8日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

東京都が3・4・11号線周辺の交通量調査委託を発注

小金井3・4・11号線の周辺道路の交通状況調査の委託発注の入札情報が10月15日に発表されました。

昨年の12月から今年の3月にかけて行われた「3・4・11号線に関する意見交換会と説明会では、完成道路でない周辺の道路の交通量をちよすあしていいということが明らかになったので、調査を行うことにしたというものです。

調査目的や調査内容、時期、調査対象区域等の概略は次のとおりです。

★調査目的 小金井3・4・11号線周辺の交通状況を把握すること

★調査機関 11月下旬～12月上旬の火曜、水曜、木曜のいずれか。

★交通量調査 14か所 調査時間7時～19時
★渋滞等の調査 7か所 調査時間は平日・休日朝夕の各2時間

★交通量・ナンバードプレート調査 8か所
調査時間は平日・休日6時～18時

★添付の地図によると調査範囲は、北は五日市街道、南は人見街道、東は天文台通り、西は新小金井街道のそれぞれの外側付近に囲まれた範囲

★開札予定日 11月8日

これから交通量の調査をするというのも、とんでもない話で、この交通量調査を実施することをもって、「丁寧な対応」というつもりなのでしようか。

都内の道路2団体が都と国に見直し要請書提出

10月18日、「都市計画道路の抜本の見直しを求める署名」4369筆を東京都特定整備路線連絡会と都市計画道路問題連絡会が共同で、東京都知事と内閣総理大臣に提出しました。

全国の自治体では、国の指針に基づき都市計画道路の見直しが進められている一方、東京都は道路建設を加速されていることを指摘し、東京都に対し、都市計画同の抜本の見直しを求めるとともに、国に対し、事業認可を白紙に戻し、見直しを推進することを要請しました。

東京都は、徳田哲吉 都総務部秘書課秘書事務担当課長が応対しました。

各地から、見直し、事業の中止を求める声

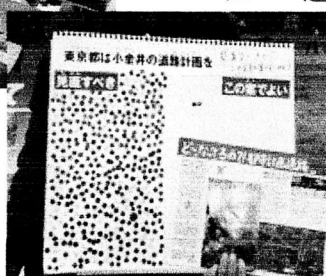
が出され、小金井からも、小池都知事が選挙前に小金井の住民団体のアンケートに答えて、住民から疑義の出されている所には現地を訪問すると答えた約束がいまだに守られていないこと、現地を見て、本当に道路が必要か、自分で判断するよう要請しました。

その後、参院議員会館に移り、国交省の都市局都市計画課の山田大輔課長補佐と街路交通施設課の須藤弘幸課長補佐が応対、日本共産党の吉良よし子参議院議員から最初に、国の見直しの方針に従わない東京都の姿勢をどう見ているのか、どのように国交省は都に対応するのかを聞いたのだしたのを始め、参加した各地域の団体から、国の姿勢を改めるよう求める発言が相次ぎました。

「武蔵野公園はらっぱ祭り」はけ文「どうなってるの!? 都道と公園整備」で、道路市民の会も協力して宣伝

11月3日と4日、武蔵野公園のクジラ山の前で、「第30回武蔵野はらっぱ祭り」が開催。はけの自然と文化をまもる会が「どうなってるの!? 都道と公園整備」のテントを開き道路市民の会がこれに協力して、完成したばかりのはけ文の「チラシ」を配布し、シール投票おこなうなどして宣伝しました。たくさんの方が、立ち止まって、大きなパネルの地図を見て、「どこ通るの?」「道路、聞いたことある」「いらないな」と。

シール投票では、道路計画を「見直すべき」が貼ったシールがほとんどでした。



裁判の傍聴から 東京外環道訴訟第3回口頭弁論

10月9日、東京地裁で一番広い第103号法廷に移つての裁判。開廷時にはほぼ満員。入廷した裁判長も、びっくりした様子でした。

裁判長から準備書面と証拠書類の確認が会った後、プロジェクト上映。野川の表面から気泡がブクブク噴出している様子がよくわかる。

この後、原告側の弁護士が「5月、6月にとんでもない事態が起きている。野川のトンネル掘削の先端部分で、気泡が噴出している」「トンネル真上の住民に何の保証もなく、安全としているが、これが破綻した」「酸素濃度1・4と1・5%という低濃度の気泡は危険なもの」と指摘しました。

2人の原告が意見陳述。1人は、武蔵野の大地、自然を守る重要性とこれを破壊する東京外環道の愚かさを訴え、2人はトンネル工事中の陥没事故に備えて緊急避難計画を作ること、博

多陥没事故後に求めた結果、出されたものはひどいものであったことを指摘しました。このなかで、広島高速5号線ではきめ細かな対策が立てられているのに、国ができないはずがないと、述べた。

原告代理人が、これまでの主張について、国側の答弁を求めたが、裁判長は原告側の意見が全部でてから国が反論するようにと述べたことに、再反論の必要性もあるのでは、個別に答弁することを求めた。

裁判長は、興奮した様子で自

分の訴訟指揮に従うように主張し、「個々の質問に答弁していたら、わからなくなるので、まとめて答弁するように」「どちらの肩を持つわけではないので計画的に進めたい」などと、わけのわからないことを言っていた。

結局、今回は、気泡噴出や原告適格の問題について、答弁するように国側に指示した。しかもなぜか、次回弁論期日前に、「進行協議」をすることを決めた。早く結論を出したいということか？

終了後、衆院議員会館に移動して報告集会が行われ、竹内弁護士から、法廷の経過を説明、「裁判長は原告側と国側から意見を出させて早く終えたい様子が見えた。そういうなかでは、傍聴席がいっぱいになることは大事と述べた後、最初に主張したのは、「違法」ということ。大深度で、地上を自由に使えるというはおかしいこと、違法なことを述べた、国の書面は「適切にやっていますよ」と述べるだけで、いい加減な答弁国が持っている資料も出さない。これを出させたい。」と報告がありました。

<前回の世話人会以降の活動経過>

- 10月4日 第32回世話人会
- 10月9日14時 東京外環道第3回口頭弁論 地裁103号法廷
- 10月18日 都市計画道路見直し要請署名提出（都知事・国交大臣）
- 10月22日 道路全国交流集会実行委員会
- 10月26日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 11月3・4日 武蔵野公園はらっぱ祭り
- 11月7日 道路全国交流集会実行委員会
- 11月8日 第33回世話人会

<今後の日程>

- 11月17日・18日 道路全国交流集会
会場：国分寺・東京経済大学
- 12月13日 第34回世話人会（第1週の木曜日が集会所塞がっていたので変更します）

★講演会

- 「地形を知って考える私たちのまちづくり」（企画：はけ文）右記に記載
- 「第32回野川わき水まつり」11月10日13時30分
ハケと野川の自然をどう守るか

<これからの他地域の裁判等の日程>

- 11月12日15時 世田谷106号線控訴審 808号法廷1
- 11月22日14時 世田谷放射23号線訴訟 419号法廷
- 11月23日10時 西東京保谷3・4・6号線歩こう会
- 11月30日14時半 リニア新幹線訴訟103号法廷
- 12月5日11時半 外環道青梅街道IC訴訟522号法廷
- 12月10日14時半 十条再開発訴訟103号法廷
- 12月12日4時 品川29号訴訟103号法廷
- 12月17日15時 十条73号線訴訟103号法廷
- 12月26日15時 大山26号線訴訟103号法廷
- 2019年
- 1月15日14時 東京外環道訴訟103号法廷
- 1月21日15時 赤羽86号線訴訟103号法廷
- 1月22日14時半 小平3・2号線控訴審825号法廷
- 1月30日14時 志茂86号線訴訟103号法廷

道路住民運動全国連絡会第44回交流集会

11月17日 午後4時20分 首都圏からの報告等
18日 9時30分 基調報告・分科会等
会場：国分寺・東京経済大学

全国の道路裁判や住民運動が紹介されます

当日
参加でき
ます

「はけの自然と文化をまもる会」企画

紹介

「地形を知って考える わたしたちのまちづくり」

11月25日（日）10時-12時 国分寺産線の成り立ち
講師 東京経済大学客員教授 芳賀ひらくさん

12月16日（日）14時-16時 微地形が育むゆたかな大地
講師 東京農工大名誉教授 千賀裕太郎さん

1月26日（土）14時-16時 はけの保全活動と地域防災
講師 はけの自然を大切にする会 田中兄一さん

主催：小金井市公民館 会場：公民館貫井北分館